委員ご質問への回答

<本間委員>

前回の回答の中で、「原子力災害時の新潟県広域避難マッチングにおいては、避難所は、原則、市町村が地域防災計画等で指定する避難所としており」との記載がありました。

そこで、糸魚川市の避難所について公開されているものを調べたところ、34か所の避難所が示されておりその合計収容人数は 19,880人(地域の会の際は18,000人と発言しましたが誤り)でした。

柏崎市からの避難予定者数25,892人にはかなり不足しています。

- 1)避難者が収容人数より多くなっているが、実際にはどのように対処するのか?
- 2) 感染症流行下等では、さらに収容人数が減ると思われますが、そのときの対処はどのようにする予定か?
- 3) また、一人当たりの占有面積は2㎡で計算されていますが、長時間にわたる可能性のある避難生活にはあまりに小さいのではないのか? この3点について柏崎市のお考えをお聞かせいただきたい。

【回答】

- 1) 前回の質問で回答したとおり、原子力災害時の新潟県広域避難マッチングにおいては、避難所は、原則、市町村が地域防災計画等で指定する避難所としており、避難者の想定はPAZ人口とUPZ人口を合わせた人数を避難者の最大数として調整を行っており、不足はしておりません。
- 2) 感染症流行下等も含む避難所の不足に対しましては、新潟県と調整の上、避難 先市町村の変更、旅館・ホテルなどの民間施設の活用、他県への避難も含めて柔 軟に対応することとしております。
- 3) 避難所におきましては、プライバシーへの配慮など御不便をおかけしないよう 対策をとるとともに、避難期間が1週間を過ぎるなど長期化が見込まれる場合、 新潟県と調整の上、旅館・ホテルなどの民間施設の活用などを行うこととしてお ります。

<三井田委員>

- 1) 訓練の中身があまり変わらないことが一番問題。課題や改善点を見つけて 次につなげていかないと練度が上がっていかないと思う。また、官公庁は移 動があると思うが、担当者が変わると練度が下がってしまうと思うが、引き 継ぎ、教育の方法、方策を各自治体でどのようにとっているのか。
- 2) 学校等における保護者への引渡等訓練とあるが、段取りがうまくいかなかったような時に、引き渡しはやめて避難にかかるタイムリミットのようなものを設けているのか。
- 3) 訓練の精度を上げたり、より安全を高めるためにいろいろな人たちから、 訓練のアイデアを公募した方がいいと思う。限られた訓練参加者だけの意 見ではイノベーションが起きないと思うが、現状どのようになっており、今 後どうしていくことを考えているのか。

【回答】

1) 訓練については、訓練の充実や広域避難計画の見直しに生かすため、訓練結果をとりまとめ課題を整理し、新潟県へ「訓練で見えた課題と要望」を提出しています。訓練内容は、前年度の問題点や課題を踏まえて拡大を図りながら実施しているところです。

本市職員につきしては、まず新採用時に原発立地自治体職員として原子力災害時に必要な放射線の基礎知識の習得と原子力災害対策の理解を深めることを目的に研修を行っています。原子力災害時に要員として派遣する職員には研修を実施し、訓練に参加して対応力の向上を図っています。また、訓練参加職員には、担当業務の理解を深めるための事前説明を行い、訓練後には問題点や改善点などの意見提出も求めています。なお、防災・原子力課においては、基礎研修会への参加などで知識習得に努め、係内で担当業務を入れ替え業務全般に精通できる体制をとっています。

2) 学校等の引渡しは、即時避難区域 (PAZ) では、施設敷地緊急事態 (SE) になった場合は引渡しを中止して避難を、避難準備区域 (UPZ) では、全面緊急事態 (GE) で引渡しを中止し屋内退避を行うこととしています。

複合災害時には、道路状況や気象状況などによって引渡しを行うことがかえって危険を伴うなどは引渡しを行わない又は中止する判断を行うことも想定されます。

3) 災害時の避難行動は繰り返し訓練することが必要と考えております。バス避難での受付、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難経由所や避難所での受付などの基本的な行動は変わるものではありませんので、PAZの7地区は訓練頻度が高く複数回参加されている方にとっては同じことの繰り返しと感じることもあるかもしれません。基本的な避難行動を繰り返し行っていただき、理解を深めていただくことも訓練と考えております。

なお、前年の問題点や課題等を踏まえた様々な想定の訓練を、ステップを踏みながら実施してきています。その上で、御協力いただく参加地区とも協議を行いながら訓練内容の充実を図っていきたいと考えております。

基本的な避難行動を多くの方知っていただくことも訓練目的の一つであります。コロナ禍で参加者の制限をせざるを得ませんでしたが、参加者の募集方法についても参加地区と相談しながら、多くの方に訓練を通じて原子力防災の基礎知識や避難行動の理解を深めていただきたいと考えています。

<宮崎委員>

2月の地域の会で、妙高市の避難所が、どこの町内が利用するのか聞きましたが、答えてもらえませんでした。県は、指定避難所(学校等と言っています)の保健室等を救護所に指定すると言っています。学校だけが避難所となるわけではありません。コミセンや集会施設が避難所になった場合、どこが救護室になるのか、避難者としては、建屋に入って確かめたい。避難したその日から、仮設住宅に移るまで長期間暮らすことになるところです。避難訓練は、住民を避難させるわけですから、全住民を分割してでも、一度は避難所にきちんと案内してください。

- 質問-1 西中通地区の春日、橋場町内会約1100世帯、2900人が、杉ノ原スキー場 へ行きますから、妙高市総合体育館には、下原から長崎新田までの8町内 会のどこが避難所にするのですか。(質問)
- 質問―2 2月1日の回答では、「市が妙高市と調整して」とありますが、各町内の世帯数や人数は市が知っているわけですから、妙高市の各避難所の居住スペースと収容者数がわかれば、あらかじめ避難所と町内会を決めることができるのではありませんか。まさか、事故当日、調整がつくまで避難者を避難経由所に待たせて、決まったところから順次、移動するようなことはないと思いますが、いつでもできると思います。市は、いつ調整する考えですか。(質問)
- 質問一3 原子力災害の避難は、福島事故を見れば10年以上、柏崎に戻ることはありません。避難所の次は、仮設住宅に移ることになります。避難から何年後に仮設住宅に移るのでしょうか。(質問)
- 質問―4 中越沖地震の際の仮設住宅の耐用年数は、身近かかったように思います。 10年以上避難する場合、耐用年数の長いものになるのでしょうか。福島 では、どのような対策がされたのでしょうか。(質問)

【回答】

質問一1

避難所については、避難先の市町村と調整し、受入れ準備が整った避難所を避 難経由所で案内することとしております。

質問一2

避難所の調整については、住民が避難を開始する前の段階で、新潟県を通じて 調整を行うこととしています。

質問一3

災害が発生し、災害救助法が適用になった場合には、応急仮設住宅、民間借上 げ住宅等が供与されることとなります。

原子力災害発生時には、放射性物質放出の有無、放出後の放射線量など災害状況が一概でないことから、状況に応じて国で判断するものと承知しています。

様々な事態にも十分対応できるように、県、国と連携して取り組んでまいります。

質問一4

応急仮設住宅の供与期間は、建築基準法により最長で2年3か月とされておりますが、東日本大震災については、特例非常災害法の適用対象とされたことから、特例による延長が認められ、現在、令和6(2024)年3月まで供与期間が延長されております。